

「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第2条第3項各号に基づくエネルギー環境適合製品を定める告示の一部改正(案)」について

平成23年2月12日  
経 済 産 業 省  
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁  
総 合 政 策 課

## 1. 改正の趣旨

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律においては、エネルギー・環境分野において新産業を育成すべく、同法第2条第3項に基づくエネルギー環境適合製品を指定する告示(昨年9月制定)において「エネルギー環境適合製品」を指定し、株式会社日本政策金融公庫による低利・長期資金供給や、リース保険制度を通じて、同製品の開発・製造する事業の振興を図ってきた。

昨年6月の「エネルギー基本計画」、「新成長戦略」の閣議決定以降、エネルギー・環境分野に対する期待は、上記告示の制定以降、さらに高まっており、低炭素産業のさらなる育成に向けて、現在のエネルギー環境適合製品で捕捉されていない分野に対する支援が必要不可欠。こうした状況を踏まえ、今回以下6設備を新たにエネルギー環境適合製品として指定する。

## 2. 改正内容

以下の設備を、新たにエネルギー環境適合製品に指定する。

第1号：“非化石エネルギー製品”

① 水熱利用設備

第2号：“省エネルギー製品”

② ハイブリッド型建設機械(低炭素型建設機械の内数)

③ コンバインドサイクル発電設備

④ 高効率配線設備

⑤ 高効率圧縮機

第5号：“1～3号の専用供用品”

⑥ 電気自動車専用の急速充電設備

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第2条第3項各号に基づくエネルギー環境適合製品を定める告示の一部を改正する告示案 新旧対照条文  
 ○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第2条第3項各号に基づくエネルギー環境適合製品を定める告示の一部を改正する告示

改正案	現行
<p>1 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下、「法」という。）第2条第3項第1号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 <u>水熱利用設備（水中の熱を熱交換器により利用するための設備をいう。）</u></p> <p>2 法第2条第3項第2号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 低燃費型建設機械（土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械のうち、次のイからホまでのいずれかーに該当するものに限る。）</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>ハ <u>廃エネルギーの回収及び充電を行う機能を有するもの</u></p> <p>十三～五十五（略）</p> <p>五十六 <u>コンパインドライブサイクル発電設備（ガスタービンを駆動して発電を行う設備（ガスタービンを駆動した後発生する排ガスをボイラーに導いて熱回収を行い、発生した蒸気を汽力発電に利用するものに限る。）のうち、熱効率（高位発熱量で算出した定格負荷運転時の発電端における設計値をいう。）が50パーセント以上のものに限る。）</u></p> <p>五十七 <u>高効率配線設備（440ボルト及び254ボルトの公称電圧で負荷機器に電気を供給するための配電設備をいう。）</u></p> <p>五十八 <u>高効率圧縮機（圧縮機のうち、インバータ方式によりロータの回転数の制御を行うものであって、日本工業規格JIS 8340に規定する方法により測定した50パーセント負荷時の圧縮機効率が80%以上のものに限る。）</u></p> <p>3、4（略）</p> <p>5 法第2条第3項第5号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 <u>電気自動車専用の急速充電設備（電気自動車に充電するための設備であって、交流電流を直流電流に整流する機構及び電気自動車に搭載した蓄電池の充電を制御する機構を有するものに限る。）</u></p>	<p>1 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（以下、「法」という。）第2条第3項第1号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>（新規）</p> <p>2 法第2条第3項第2号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 低燃費型建設機械（土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械のうち、次のイからホまでのいずれかーに該当するものに限る。）</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p>（新規）</p> <p>十三～五十五（略）</p> <p>（新規）</p>
<p>3、4（略）</p> <p>5 法第2条第3項第5号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新規）</p>	<p>3、4（略）</p> <p>5 法第2条第3項第5号に掲げるエネルギー環境適合製品は、次の機器、装置又は設備とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新規）</p>